

「森里海連環 高津川流域ふるさと構想」特区地域活性化方針

〔平成23年12月22日〕
〔内閣総理大臣決定〕

1. 目標及びその達成のために取り組むべき政策課題

(1) 総合特区により実現を図る目標

「高津川」を中心とした地域資源を最大限に活用し、森林林業をはじめとした地域産業の活性化、二地域居住・定住の促進、アユをはじめとする水産資源を活用した交流人口の拡大を進め、流域の保全と日本の原風景を取り戻し、これからの地域再生モデルの構築を目指す。

併せて、地域住民のみならず、二地域居住者、交流に訪れた人たちがこの日本の原風景を体感し、高津川流域をふるさとと感じられるような「高津川流域ふるさと構想」を総合的に推進することを目標とする。

(2) 国と地方で共有する包括的・戦略的な政策課題

① 「森」～ふるさとの森再生～ 森林の適正な管理と生産システムの構築

高津川流域の環境保全を確保するためには、森林の整備が不可欠であるが、現状においては村内に在住していない森林所有者の増加、森林境界の不明確化の進行、担い手不足及び木材需要の低迷による木材価格の下落等が課題となって手入れの行き届かない森林が増加しつつあることが課題である。

② 「里」～自然と共生する里づくり～ 地域資源を活用した二地域居住の推進

定住・交流・有機農業を希望する人々に対して、快適な生活環境を提供するための空き家・遊休農地等の整備、流域材利用の農園付住宅の整備を行うなど二地域居住の推進を図り、「いわゆる半農半X的なライフスタイル」が実現可能な環境整備を進めることにより、交流・定住人口の増加に繋げていく。

また、里エリアで近年問題となっている有害鳥獣については、地域一体となって取り組める体制の強化が必要である。

③ 「海（川）」～水質日本一・高津川との共存～ 高津川の水質浄化及び水産資源の増殖

高津川の更なる水質浄化に努めるため、環境への負荷の少ない農業の一層の推進、広葉樹への植栽活動等、自治体をはじめ流域に生活する人々の流域保全への意識の醸成及び流域・河口部の川の環境整備が必要である。

また、天然アユ及びチョウセンハマグリ等の水産資源の増殖対策や本流にダムのない川の長所を最大限に活かした水産資源に優しい河川の効率的な整備が必要である。

2. 目標を達成するために指定地方公共団体が実施し又はその実施を促進しようとする事業に関する基本的事項

(1) 解決策

① 「森」～ふるさとの森再生～ 森林の適正な管理と生産システムの構築

所有者による管理が困難な森林の経営管理や森林の作業環境の整備など、森林の現状を踏まえた計画的な森林管理と木質バイオマス資源の活用をはじめとした木材の有効利用のための環境整備により、循環型林業の確立を図る。

② 「里」～自然と共生する里づくり～ 地域資源を活用した二地域居住の推進

自給的な農産物生産や二地域居住を進めるため、農園付（有機農業農地を含む。）住宅の建設を促進する環境整備を行う。

また、有害鳥獣による農作物被害防止策の充実を図る。

③ 「海（川）」～水質日本一・高津川との共存～ 高津川の水質浄化及び水産資源の増殖

環境負荷の低い有機農業等を流域全体で推進するとともに、一般住民の流域保全への意識醸成を行う。またアユ資源の増殖を図るため、産卵親魚の保護や産卵場の整備、魚道改修等が円滑に行える環境整備を図る。

(2) その他

上記に係る事業のうち、新たな規制の特例措置等に係るものについては、申請者からの提案をもとに国と地方の協議の場における協議の議題とし、関係府省は、その協議の結果を踏まえ、関係機関と調整を図りながら、必要な措置を講ずるものとする。

3. その他必要な事項

特になし。